

新潟市水道モニター設置要綱

(目的)

第1条 新潟市の水道事業に関するお客様の意見，要望等を直接，継続的に聴取し，もって水道事業の適正かつ能率的な運営に資するため，新潟市水道モニター（以下「水道モニター」という。）を置く。

(職務)

第2条 水道モニターの職務は，次の各号のとおりとする。

- (1) 水道事業に関する提言を行うこと。
- (2) 所定の研修会，施設見学会，懇談会に参加し，レポートを提出すること。
- (3) 水道局が実施するアンケート調査に回答すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか，新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めた事項に関すること。

(定員)

第3条 水道モニターの定員は，25人以内とする。

(任期)

第4条 水道モニターの任期は，委嘱の日から翌年3月31日までとする。

(資格要件)

第5条 水道モニターの資格要件は，次の各号のとおりとする。

- (1) 新潟市内で水道を使用していること。
- (2) 満20歳以上の者であること。
- (3) 新潟市の職員ではないこと。
- (4) 水道モニターの経験がないこと。

(応募方法)

第6条 水道モニターに応募しようとする者は，水道モニター応募用紙（以下「応募用紙」という。）により応募するものとする。

(選考委員会)

第7条 水道モニターを選考するため「新潟市水道モニター選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を設置する。

- 2 選考委員会は，総務部長，経営管理課長，総務課長，広報・人材育成室長，管路課長をもって組織する。
- 3 委員長は，総務部長をもって充てる。

(選考方法)

第8条 水道モニターの選考は、選考委員会において、以下の事項について審査し、委員の合議により行う。

- (1) 応募用紙に記載された応募動機等の内容
- (2) 地域、性別及び年齢の均衡

(委嘱)

第9条 水道モニターは、前条の審査結果に基づき管理者が委嘱する。

(委嘱の取消し)

第10条 管理者は、水道モニターが次の各号のいずれかに該当した場合は、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1号及び第3号に該当しなくなったとき。
- (2) 辞退の申し出があったとき。
- (3) その他特に管理者が必要と認めたとき。

(謝礼)

第11条 水道局は、水道モニターにその業務内容に応じて謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第12条 水道モニターに関する庶務は、水道局総務部総務課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。